

台風接近における暴風警報発令時の対応について

みだしのことについて、下記のとおり対応いたしますので、緊急時に備えご確認いただきますようお願いいたします。

1 児童の登校する以前に、暴風警報が発令されている場合

- ① 始業時刻2時間前（午前6時15分）までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- ② 始業時刻2時間前（午前6時15分）から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間をめどに授業を始めます。
 - ※ 警報解除後、いつ登校するかについては、天候や通学路の安全確認等をしてから、通学団の連絡網によって集合時間等の連絡をします。それまでは自宅待機とします。
- ③ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とします。

2 児童の登校後に、暴風警報が発令された場合又は発令されそうな場合

- 状況によって、下校させるかどうかを判断し、その旨を防災無線・緊急メール配信にてお知らせします。
 - ※ この場合、児童クラブ・放課後こども教室も同様の対応になります。子どもを預けることはできません。
- ※ 原則として個別にはお知らせしませんので、警報発令時もしくは発令されそうなどきは防災無線をよくお聞き下さい。
- 下校をさせる場合、次のことにご協力下さい。
 - ※ 下校を防災無線でお知らせした後は、子どもが自宅に帰っても困らないように配慮をお願いします。
 - ※ 保護者が防災無線の届かない場所におられるなど、どうしても個別に連絡がほしい方は、連絡先をお知らせ下さい。
 - ※ 原則として通学班での集団下校をさせる予定ですが、学校へ迎えに来られることを希望される家庭は、お知らせ下さい。天候の状況にかかわらず体育館にてお迎えまで待機をさせます。この場合も、お申し出がない限りは各家庭へ個別に連絡をいたしません。

（留意事項） 幸田町は愛知県西部（西三河南部）に属します。

3 その他

インフルエンザ等が流行した時も学校医等と相談の上、緊急に下校させる場合がありますので、ご承知ください。